



## 輸出入者の皆様へ

令和3年12月  
函館税関

### 関税関係帳簿・書類等の電子保存制度が改正されました

貨物を業として輸出入される皆様には、関税関係帳簿書類等を保存する義務が課されています。これらの電子的保存に係る負担軽減を図るため、令和3年度関税改正（令和4年1月1日施行）において手続が簡素化されます。

併せて、一定の要件を満たす電子帳簿に関連して過少申告があった場合は、過少申告加算税を5%軽減する規定などが追加されます。詳細は税関ホームページの掲載資料をご参照ください。

輸出入者の帳簿書類等保存義務（従来の規定と同じです）

保存が必要なもの		保存期間
関税関係帳簿	許可貨物の品名、数量、価格、仕出人（仕向人）の氏名又は名称、輸出入の許可年月日、許可書の番号を記載したもの（仕入書等に必要項目を追記したもので可）	輸入：7年間 輸出：5年間 （許可翌日から起算）
関税関係書類 輸出入申告に際して税関に提出したものを除く	許可貨物の契約書、仕入書、包装明細書、価格表、製造者又は売渡人の作成した仕出人との間の取引についての書類、その他輸出入申告の内容を確認するために必要な書類 【輸入のみ】運賃明細書、保険料明細書	5年間 （許可翌日から起算）
電子取引の取引情報	電子取引を行った場合の取引情報（電子メールなど）	5年間 （許可翌日から起算）

電子保存に関する制度改正（一部のみ記載します）

主な改正点	改正の概要
事前承認制度の廃止	関税関係帳簿書類の電子保存を開始するにあたり、事前に税関長あて申請、承認を得る手続が不要になります。
過少申告加算税の5%軽減（帳簿関係）	一定の要件（訂正・削除の履歴、検索機能の確保、ディスプレイ・説明書等の備付け等）を満たす電磁的記録により保存等された関税関係帳簿において、その帳簿に記載された事項に関し修正申告等があった場合は、過少申告加算税が5%軽減されます。（事前の届出が必要です）
スキャナ保存の要件緩和（書類をスキャナで読み取りデータ保存する場合）	書類の受領者等による自署が不要になるほか、適正事務処理要件（相互牽制、定期検査、再発防止策等）が廃止されます。
重加算税の10%加重（スキャナ保存書類、取引情報関係）	スキャナ保存書類又は電子取引の取引情報に係る電磁的記録に記載された事項に関し、改ざん等の不正が把握されたときは、重加算税が10%加重されます。

ご照会、過少申告加算税5%軽減適用の届出などはこちらをお願いします



#### 【函館税関調査部特別関税調査官】

〒040-8561

函館市海岸町24番4号 函館港湾合同庁舎2階

電話：0138-40-4272

e-mail：hkd-chosa-jigocho@customs.go.jp



令和4年11月 税関は150周年を迎えます

税関イメージキャラクター  
「カスタム君」